



序 章

都市計画マスタープランとは…

1. 都市計画マスタープランの概要
2. 岩国市都市計画マスタープランについて
3. 策定体制

序 章

都市計画マスタープランとは…

1 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、平成4年6月の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」に伴い創設された制度で、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

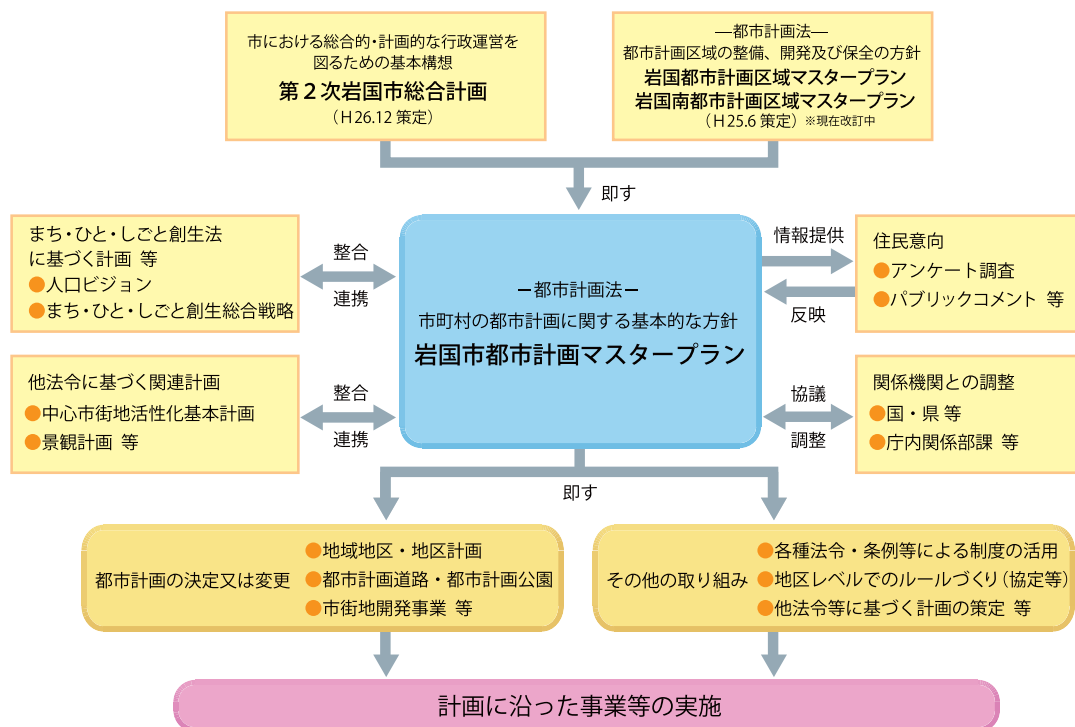
即ち、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立するとともに、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画法第18条の2において、都市計画マスタープランは、「当該市町村の建設に関する基本構想(総合計画*)」及び県が定める「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めることとされています。

また、同条において、都市計画マスタープランを定めるときは公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、市町村が定める都市計画は都市計画マスタープランに即したものとすることとされています。

■ 都市計画マスタープランの位置付け



(3) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、以下の役割を担います。

市町村の都市づくりの長期的なビジョン

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を見通しながら、長期的な視点による将来ビジョンを示すものです。

市町村が行う都市計画事業の指針

個別の都市づくり（都市計画）における上位計画として位置付けられるもので、都市計画に関わる法制度や事業等については、都市計画マスタープランの内容に即した計画及び変更を行う必要があります。

個別の計画の相互調整

都市計画マスタープランは、当該市町村における中心市街地活性化基本計画*等、都市づくりに関する個別計画・施策や施設計画等の相互調整を図り、都市計画についての体系的な指針となるものです。

協働の都市づくりの推進

都市計画マスタープランの策定を契機として、都市計画に対する市民の関心と理解を高め、協働の都市づくりを推進するものです。

2 岩国市都市計画マスタープランについて

(1) 策定当初の背景と目的

本市は、平成18年3月に岩国市(旧)、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の8市町村の新設合併により誕生しました。これにより、都市部から郊外市街地、中山間地、島嶼部と多様な地域特性を持つ広大な市域を有することとなりました。

また、人口減少・超高齢社会*の到来、環境問題の顕在化、財政力の低下等、本市を取り巻く社会・経済的環境は、かつて無いほど大きく変化しています。

このような中、平成19年8月に、市町村の建設に関する基本構想(岩国市総合計画)が定められ、豊かな自然と都市が共生した活力と交流にあふれる県東部の中核都市づくりを目指した取り組みがスタートしました。

こうした背景から、本市では、市民の理解と参加のもと、都市の一体化や社会・経済環境への対応等、都市政策の分野において取り組むべき課題を明らかにした上で、都市の将来像を描き出し、その将来像の実現に向けた都市づくりを計画的に進めていくことを目的に、長期的かつ総合的な都市づくりの指針となる『岩国市都市計画マスタープラン』を策定しました。(H23.3月策定)

(2) 改訂の趣旨

本市では、平成23年3月に策定した岩国市都市計画マスタープランに基づき、各種取り組みを進めてきました。

平成25年6月には由宇、玖珂、周東の各都市計画区域が岩国南都市計画区域に再編されるとともに、都市計画区域マスタープランが改訂されました。平成26年12月には上位計画にあたる『第2次岩国市総合計画』が策定されるなど、上位計画や関連計画の改訂、策定が行われています。

また、都市計画に関する法令改正が行われているほか、都市計画マスタープランで掲げる各種取り組みが着実に進められています。

これらの状況を受け、上位計画との整合、法改正等への対応、各種計画・施策及び事業等の進捗を踏まえた今後の取り組みの反映を行うため、都市計画マスタープランを改訂(部分改訂)しました。

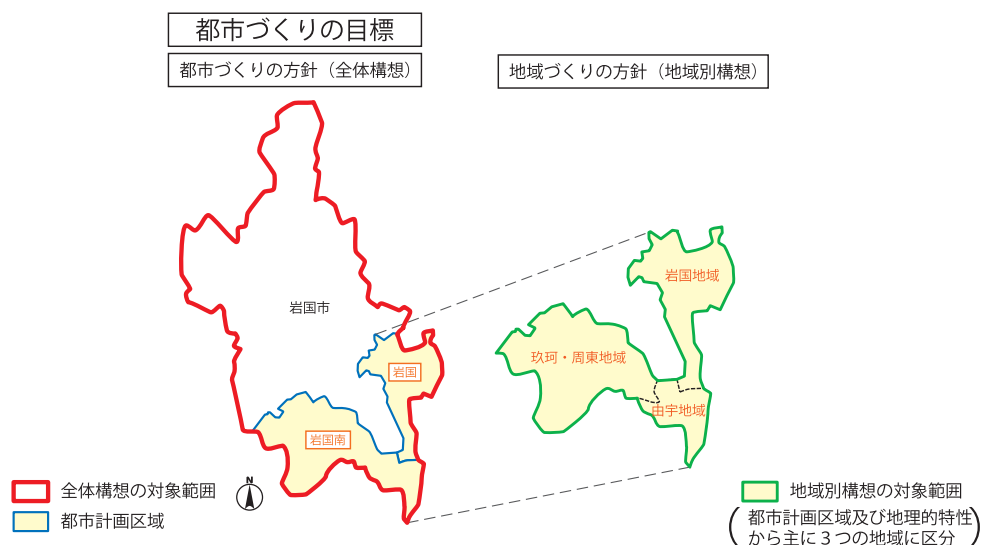
(3) 計画の対象範囲と構成、目標年次

① 対象範囲

本市は、「岩国都市計画区域(岩国地域の一部)」「岩国南都市計画区域(由宇地域・玖珂地域の全域、周東地域の一部)」の2つの都市計画区域を有しており、それ以外の区域は都市計画区域外となっています。

都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、本計画では主として都市計画区域に関する方針を定めるものとします。ただし、本市では行政区域の大半が都市計画区域外であり、また、都市部と中山間地域とが相互連携を図っていくことが本市全体の発展につながることから、「都市づくりの目標」「都市づくりの方針(全体構想)」については全市を対象として、「地域づくりの方針(地域別構想)」については都市計画区域を対象として定めるものとします。

■ 都市計画マスタープランの対象範囲



②岩国市都市計画マスタープランの構成

- 都市づくりの目標…都市の将来像、都市づくりの理念、基本方針、将来都市構造を定めます。
- 都市づくりの方針…市全域の土地利用や施設整備、保全等の方針を分野別に定めます。
(全体構想)
- 地域づくりの方針…都市計画区域内の地域ごとに、まちづくりの方針を定めます。
(地域別構想)
- 実現化方策…都市計画マスタープランの実現化に向けた方策を定めます。

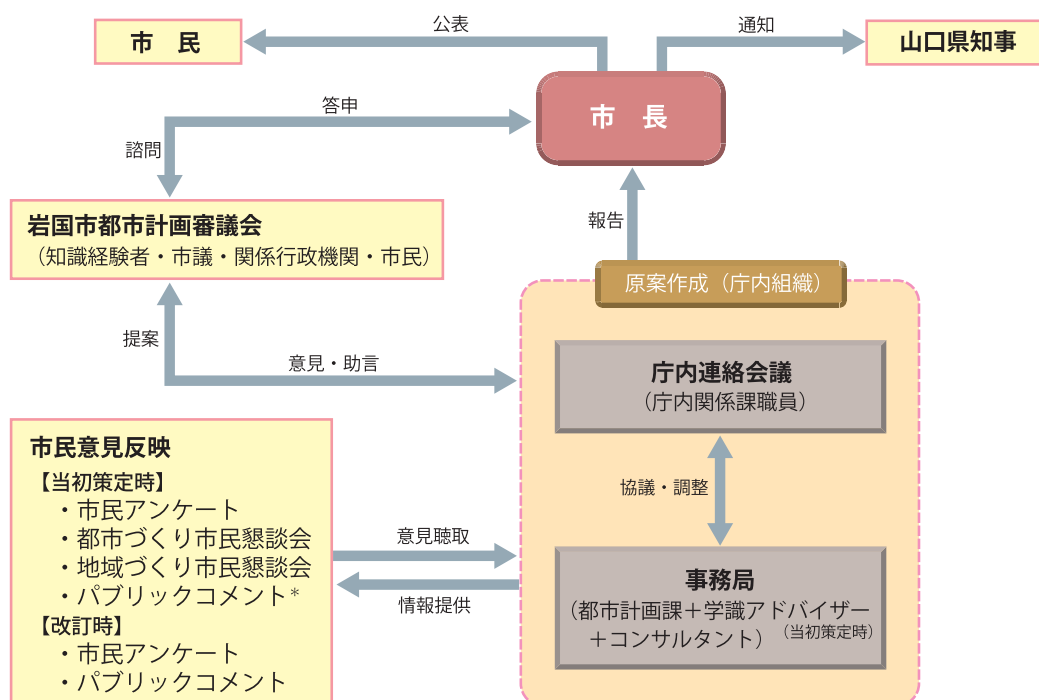
③目標年次

本マスタープランは、当初策定時に統計資料として活用した国勢調査の実施年次である平成17年を基準年次とし、長期的な視野からおおよそ20年後を見据えることとして、平成37年(2025年)を目標年次とします。

3 策定体制

「岩国市都市計画マスタープラン」は、以下の体制により策定しました。

■岩国市都市計画マスタープランの策定体制



●都市計画審議会

知識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民により構成し、専門的な見地から都市計画マスタープラン案に対する意見を述べるとともに、事務局への助言を行いました。

●市民懇談会

市民代表者により構成し、住民の立場・目線で話し合いながら、都市計画マスタープランやまちづくりに対する意見・アイデアを出しました。

●庁内連絡会議

都市計画に関係する庁内各部課の職員により構成し、事業等を実施する行政の立場で都市計画マスタープラン案を検討するとともに、事務局や関係課相互の調整を図りました。

●事務局

市都市計画課、学識アドバイザー(当初策定時)、コンサルタントにより構成し、都市づくりの方針の検討・立案、策定組織の運営、意見収集・調整を行いながら、都市計画マスタープラン案のとりまとめを行いました。